

平成 **24** 年度

事業報告書

自平成24年4月1日～至平成25年3月31日



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

目 次

平成24年度 事業報告

第1章 事業活動の概要

- 1. 事業の成果1
- 2. 事業の実施に関する事項1

第2章 業務に関する報告

- 1. 総 括4
- 2. 指定紛争解決機関としての業務4
- 3. 当センターの業務の実施方法等5
- 4. 当センターの業務の基本方針及び重点項目6
- 5. 当センターにおいて実施した紛争解決等業務の動向8
- 6. あっせん・苦情・相談の状況11
- 7. 苦情・紛争処理制度に対する利用者の信頼性向上に向けた対応等22

第3章 総会・理事会・委員会等に関する報告

- 1. 総 会25
- 2. 理事会25
- 3. 運営審議委員会26
- 4. あっせん委員候補者推薦委員会27

平成24年度 財務報告

- 1. 平成24年度会計財産目録28
- 2. 平成24年度貸借対照表29
- 3. 平成24年度収支計算書30

平成24年度 役員・運営審議委員・ワーキング委員等

- 1. 役 員32
- 2. 特別顧問32
- 3. 運営審議委員会33
- 4. あっせん委員候補者推薦委員会34
- 5. あっせん委員名簿35

平成 24 年度 事業報告

第 1 章 事業活動の概要

1. 事業の成果

当センターは、平成 22 年 2 月 1 日より、公正かつ中立的な立場で金融商品取引の利用者からの相談、苦情の処理及び紛争解決のあっせん業務（以下「紛争解決等業務」という。）を開始し、平成 23 年 2 月 15 日には、金融商品取引法上の指定紛争解決機関としての指定を受け、同年 4 月 1 日より指定紛争解決機関としての業務を開始した。

当センターは、今年度においても、引き続き紛争解決等業務を円滑に遂行するとともに、紛争解決等業務の一層の質的向上を図るため、利用者へのアンケート調査の活用やあっせん委員及び相談員に対する研修等を実施した。

また、事業者と顧客との間のトラブルの未然防止を図るため、苦情及びあっせん事例並びに各種統計資料等を公表するとともに、事業者の苦情処理・紛争解決に係る内部管理態勢の構築、強化に資するため、各種研修やセミナー等に当センター職員を講師として派遣した。

さらに、引き続き、他の ADR 機関や消費者センター等との連携を図るとともに、機関誌の発刊及び新聞広告並びに駅構内における広告の掲示などの周知、啓発活動を行った。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支決算書の事業費の金額 (単位：千円)
① 金融商品取引業者等の業務に関する利用者からの相談	金融商品取引業者の業務及び当該業務に関する制度等について顧客からの相談に応じ、その疑義を	(A) 随時 (B) 東京都中央区 大阪府 大阪市	(D) 一般消費者 (E) 6,136 人	182,628 千円 (①及び②)

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支決算書の事業費の金額 (単位：千円)
に対応する事業 ② 金融商品取引紛争に係る苦情解決及びあっせんを行う事業	解明する。 顧客から申し出のあった金融商品取引業者の業務に関する苦情を相手方である事業者に取り次ぎ、その解決を図ること。 弁護士であるあっせん委員が、公正中立な立場で、金融商品取引業者と顧客の双方から事情を聴いて、話し合いによる紛争解決を図るあっせんを実施すること。	(C) 15名 (A) 随時 (B) 東京都中央区 大阪府大阪市 上記以外に、「あっせん」については、都道府県庁所在地等50か所 (C) 当センター職員15名、委嘱弁護士38名	(D) 一般消費者 (E) 1,486人	
③ 金融商品取引紛争の解決事例の概要(当事者の秘密に関する事項を除く。)に関する事業者及び利用者への情報提供事業	相談、苦情処理、及びあっせんに関する統計、事例等の情報提供 イ. 利用者一般へのインターネットによる情報提供 ロ. 相手方対象事業者(当法人を利用する消費者の相手方になり得る事業者)への周知	(A) 随時 (B) 東京都中央区 大阪府大阪市 (C) 6名	(D) 一般消費者 (E) 左記の イ. は 不特定多数 ロ. は 延べ2,321社	23,609千円 (③及び④)

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支決算書の事業費の金額 (単位：千円)
④ 前各号に掲げる事業に付随する一切の事業	当法人の事業内容のリーフレット等の広報活動資料の作成等	(A) 随時 (B) 東京都中央区 大阪府 大阪市 (C) 6名	(D) 一般消費者 (E) 不特定多数	

第2章 業務に関する報告

1. 総括

当センターは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）上の金融商品取引業協会¹である5団体が連携・協力して設立した金融 ADR 機関であり、これら5団体²が担う金融商品取引に係る紛争解決等業務について、業務の委託を受けて横断的かつ包括的に苦情・紛争解決業務を行っている。

併せて、当センターは、これら5団体のいずれにも属さない第二種金融商品業者について、いわゆる金融 ADR の隙間の解消を図る観点から、5団体が担う紛争解決等業務と同様に、苦情・紛争解決サービスを提供し得る体制を構築し、第二種金融商品取引業者から個別に利用登録を受けることにより、第二種金融商品取引業に係る紛争解決等業務も行っている（平成25年3月31日現在、当センターに個別利用登録を行っている第二種金融商品取引業者は985社）。

なお、第二種金融商品取引業に係る紛争解決等業務については、金商法上の認定投資者保護団体として実施しており（平成22年1月19日付け認定取得）、5団体からの委託業務及び認定投資者保護団体として行う紛争解決等業務についても「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR 促進法）による認証を得て実施している（平成22年1月22日付け認証取得）。

2. 指定紛争解決機関としての業務

改正金商法（平成21年法律第58号）において利用者保護の充実を図るため、金融分野における裁判外紛争解決制度（いわゆる金融 ADR 制度）が創設され、金融 ADR について法制面で整備されたことを踏まえ、当センターは、金商法に基づく指定紛争解決機関として、平成23年2月15日付けで同庁長官より指定紛争解決機関の指定を取得し、同年4月1日より、指定紛争解決機関として業務³を開始しているところである。

当センターは、指定紛争解決機関として、中立的立場、かつ公正性・実効性確保と

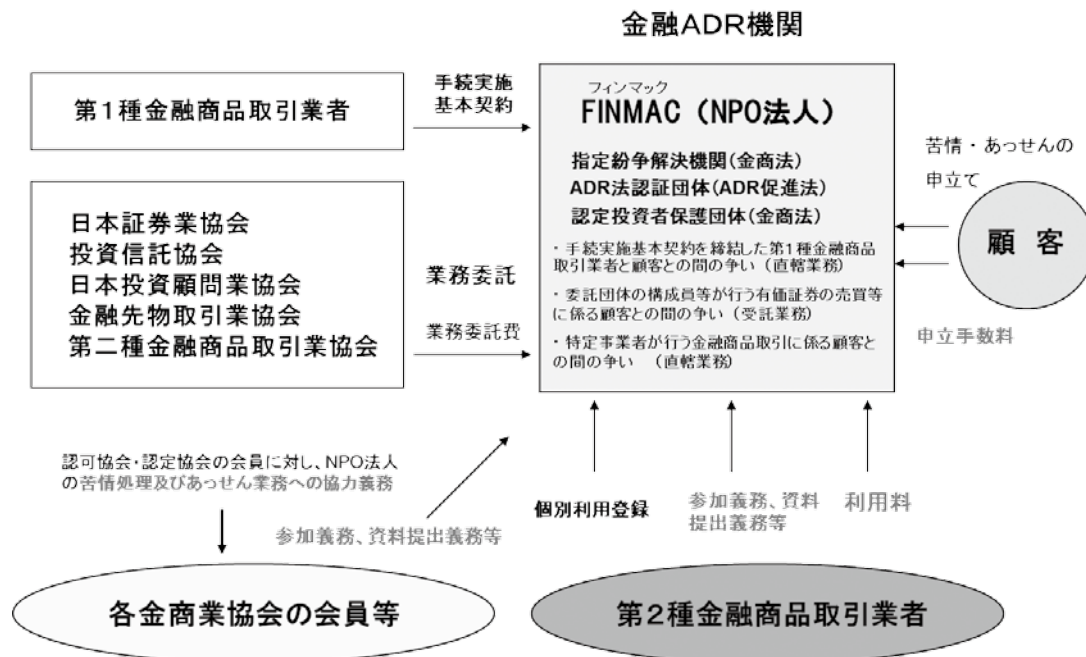
¹ ここでいう5つの金融商品取引業協会とは、①日本証券業協会、②一般社団法人投資信託協会、③一般社団法人日本投資顧問業協会、④一般社団法人金融先物取引業協会及び⑤社団法人日本商品投資販売業協会をいう（社団法人日本商品投資販売業協会は、平成23年2月28日付けで解散している。）。

² 現在、当センターが委託を受けている5団体とは、①日本証券業協会、②一般社団法人投資信託協会、③一般社団法人日本投資顧問業協会、④一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会である。

³ 当センターは、金商法第156条の38第2項に規定する特定第1種金融商品取引業務に関する指定紛争解決機関となっている。

いう社会的要請を十分に踏まえ、引き続き、金融 ADR の質の充実、向上に取り組みつつ、利用者の信頼感・納得感をさらに一層高められるよう、業務に取り組んでいく所存である。

【金融ADR機関である当センター（FINMAC）の概要】

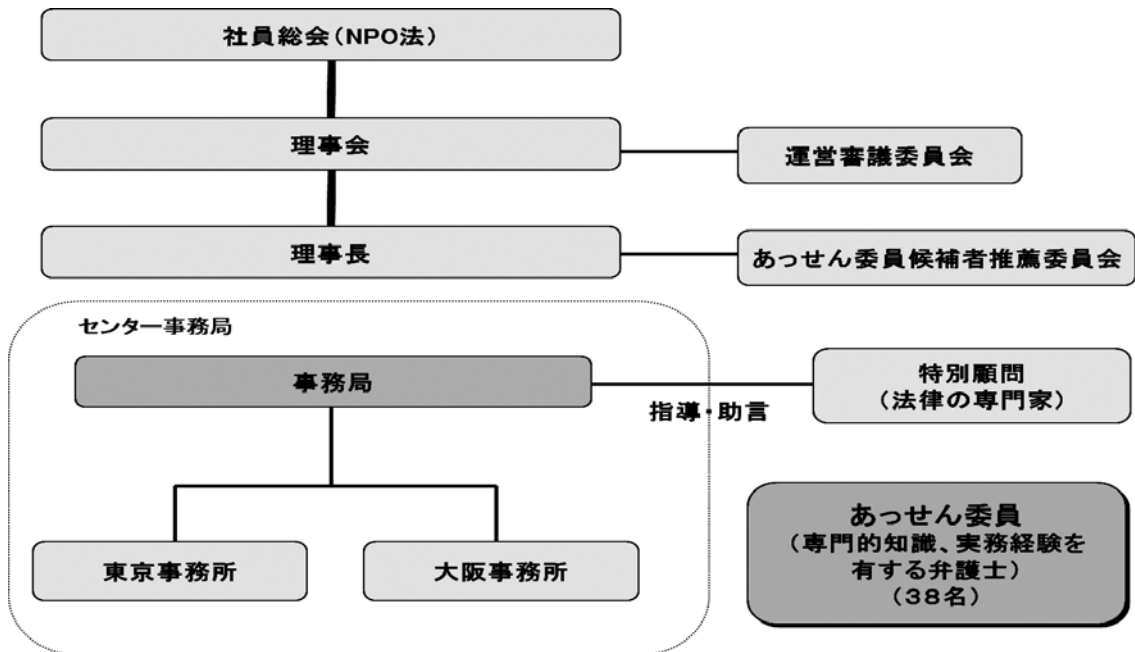


3. 当センターの業務の実施方法等

当センターは、東京都内に本部を、大阪市内に従たる事務所を置き、全国ネットで幅広い金融商品の利用者及びその取引事業者を対象として、金融 ADR に関する業務を実施している。

具体的には、金融商品取引の利用者からの相談及び苦情への対応のため、金融商品取引に関して専門的な知識を持つ相談員を配置し、迅速な対応に努めるほか、紛争解決のあつせんについては、法律の専門家である弁護士をあつせん委員として選任し、利用者の利便性の向上にも配慮して、全国の都道府県庁所在地等 50 か所で、公正・中立な立場でのあつせんを実施することとしている。

【当センターの組織体制】



4. 当センターの業務の基本方針及び重点項目

当センターは、金融 ADR 制度の趣旨に則り、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、利用者の信頼を確保し、もって金融商品市場の健全な発展に資することを基本方針とし、平成 24 年度においては、以下の項目を重点において業務を実施した。

1. 苦情相談及び紛争解決業務の実施

金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、公正かつ中立的な立場で実施するとともに、迅速で透明度の高い処理を図る。

2. あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み

あっせん委員及び相談員間で適宜意見交換の場を設ける等、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組みを行う。

3. 紛争解決業務の情報提供

金融商品に係るトラブルの未然防止及び金融商品取引業者等のコンプライアンス態勢の充実向上に資する観点から、苦情処理、あっせん状況について適切に情報提供を行う。

4. 他の ADR 機関、自主規制団体等との緊密な連携

他の ADR 機関及び自主規制団体である委託元団体（日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会及び第二種金融商品取引業協会）等との緊密な連携を図る。

5. 普及啓発活動の実施

当センターのホームページの活用等により、当センターの意義、役割の周知及び活動内容の理解浸透に努める。

5. 当センターにおいて実施した紛争解決等業務の動向

(1) あっせん、苦情処理、相談の状況

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）における紛争解決等業務の処理件数は、紛争解決のあっせんが 334 件、苦情が 1,152 件、相談が 6,136 件であった。

（単位：件）

	あっせん	苦情	相談
平成 24 年度	334	1,152	6,136
平成 23 年度	467	1,530	6,626
平成 22 年度	309	1,190	7,017

※ 当センターで受け付けたあっせん、苦情、相談の総合計。標記している数値の単位は件数。
以下、特段の注記のない限りすべて件数。

なお、参考までに当センターが業務委託を受ける以前（平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 1 月 31 日））において、5 団体で処理した紛争解決等業務の件数は、あっせんが 183 件、苦情が 1,093 件、相談が 6,001 件であった。これら 5 団体で処理した事案件数に平成 22 年 2 月以降、当センターにおいて処理したあっせん、苦情、相談件数を単純に合算して得られた件数は以下のとおりである。

【 参考：平成 20 年度及び 21 年度の 5 団体合計の件数 】

	あっせん	苦情	相談
平成 21 年度 （FINMAC 受付分を含む）	221	1,291	7,660
平成 20 年度	294	1,331	9,059

（注 1）平成 20 年度及び 21 年度については、5 団体（日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本商品投資販売業協会）で取り扱ったそれぞれの事案件数を単純合計したもの（社団法人日本商品投資販売業協会は、平成 23 年 2 月末で解散している。）。

（注 2）ただし、平成 21 年度分については、平成 21 年 4 月から平成 22 年 1 月までの間に 5 団体で受け付けた分と、平成 22 年 2 月から 3 月まで当センターで受け付けた分を合算している。

(2) 事業者主体別内訳

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）における事業者主体別の処理件数は、以下のとおりである。

	あっせん		苦情		相談	
	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度
協定事業者	332	459	1,137	1,503	4,949	4,887
特定事業者	2	8	13	18	81	77
そ の 他	0	0	2	9	1,106	1,662
合 計	334	467	1,152	1,530	6,136	6,626

(注) 協定事業者 … 5 団体の構成員

特定事業者 … 当センターに個別利用登録した第 2 種金融商品取引業者等

(3) 協定事業者（5 団体の構成員）別内訳

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）における協定事業者（5 団体の構成員）別の処理件数は、以下のとおりであり、あっせん、苦情、相談いずれについても日本証券業協会の協会員に関するものが多い。また、金融先物取引業協会の会員に関するあっせん、苦情も多く、主に通貨オプション取引等に関連するものであった。

	あっせん		苦情		相談	
	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度
日 本 証 券 業 協 会	208	308	904	1,205	4,496	4,358
金 融 先 物 取 引 業 協 会	121	149	208	264	337	427
日 本 投 資 顧 問 業 協 会	1	2	21	28	88	83
投 資 信 託 協 会	0	0	3	5	26	17
第二種金融商品取引業協会	2	0	1	1	2	2
合 計	332	459	1,137	1,503	4,949	4,887

(注) 特定事業者の平成 24 年度における処理件数は、あっせん 2 件、苦情 13 件、相談 81 件である。

(4) 業態種別内訳

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）における業態種別毎の処理件数は、以下のとおりであり、第 1 種金融商品取引業に関するものが多い。また、登録金融機関業務に関するあっせんの割合が高くなっており、主に通貨オプション取引等に関連するものであった。

	あっせん		苦情		相談	
	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度
第 1 種金融商品取引業務	161	246	892	1,135	4,394	4,199
第 2 種金融商品取引業務	4	7	14	20	89	88
投 資 運 用 業 務	0	2	9	18	52	39
投資助言・代理業務	1	0	15	14	68	73
登 録 金 融 機 関 業 務	168	212	220	335	436	593
そ の 他 の 業 務			2	8	1,097	1,634
合 計	334	467	1,152	1,530	6,136	6,626

(5) 商品・サービス別内訳

	あっせん		苦情		相談	
	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度
株 式	38	55	315	366	1,981	2,334
債 券	62	117	258	345	1,040	1,248
投 資 信 託	64	94	235	397	1,408	1,442
デリバティブ	165	191	268	335	429	597
有価証券関連	4	8	14	30	44	103
金融先物等	121	149	206	263	358	458
C F D	1	1	5	4	18	23
そ の 他	39	33	43	38	9	13
第 2 種業取扱商品	4	8	14	20	97	94
投 資 運 用	0	2	7	13	22	20
投 資 助 言	0	0	0	0	0	0
そ の 他	1	0	55	54	1,159	891
合 計	334	467	1,152	1,530	6,136	6,626

- (注) 1. デリバティブ（金融先物等）には、通貨オプション、金利・為替先物、外為証拠金取引（FX）などを含む。
2. デリバティブ（その他）には、金利・為替スワップ、天候デリバティブなどを含む。
3. 第 2 種業取扱商品には、信託受益権、集团的投資スキーム持分、商品ファンド等を含む。
4. その他には、商品・サービス区分に関係ない事案（例：取引口座に関するもの、事務処理に関するもの、会社対応・担当者への不満等に関するものなど）が含まれる。

6. あっせん・苦情・相談の状況

(1) あっせんの状況

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）における紛争解決のあっせん業務の処理件数は、新規申立件数が 334 件、終結件数が 415 件（うち和解 223 件）であった。

あっせん		平成 24 年度分	平成 23 年度分	平成 22 年度分
新規申立件数		334	467	309
終 結 件 数		415	423	226
	和 解	223	227	123
	不 調	162	179	94
	取下げ等	30	17	9
当年度末係属件数		82	163	119

【参考】平成 20 年度及び 21 年度において 5 団体で取り扱ったあっせん件数

平成 21 年度 (FINMAC 受付分を含む)	平成 20 年度
221	294

※ 平成 20 年度、21 年度分については、5 団体（日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本商品投資販売業協会(平成 23 年 2 月末で解散)）で取り扱ったあっせん事案件数を単純合計したものである（平成 21 年度分については、FINMAC 受付分を含む。）。

(1) － 1 分類別申立件数

		勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用	投資助言
24 年度	件 数	300	27	6	0	1
	(構成比)	89.8%	8.1%	1.8%	-%	0.3%
23 年度	件 数	423	38	6	0	0
	(構成比)	91%	8.1%	1.3%	-%	-%

		その他	合計
24 年度	件 数	0	334
	(構成比)	-%	100%
23 年度	件 数	0	467
	(構成比)	-%	100%

(注) 【勧誘】とは、説明義務違反、適合性原則違反、誤認勧誘等を顧客が主張する内容

【売買取引】とは、無断売買、売買執行ミス等を顧客が主張する内容

【事務処理】とは、入出金等の手続き事務等のミス、遅延等を顧客が主張する内容

【投資運用】とは、投資法人資産運用業務、投資信託委託業務等に関するもの

【投資助言】とは、投資判断に関して助言を行う業務等

(1)－2 分類別内訳

① 勧誘のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
説明義務違反に関する紛争	158 件 (47.3%)	254 件 (54.4%)
適合性の原則違反に関する紛争	127 件 (38.0%)	121 件 (25.9%)
誤った情報に関する紛争	11 件 (3.3%)	34 件 (7.3%)

② 売買取引のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
無断売買に関する紛争	10 件 (3.0%)	13 件 (2.8%)
売買執行ミスに関する紛争	4 件 (1.2%)	4 件 (0.9%)
システム障害に関する紛争	3 件 (0.9%)	3 件 (0.6%)

③ 事務処理のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
事務処理ミスに関する紛争	6 件 (1.8%)	6 件 (1.3%)

(注) カッコ内の割合は、各年度におけるあっせん申立総件数に対する割合である。

(1)－3 商品・サービス別申立件数

	平成 24 年度		平成 23 年度	
	件 数	(構成比)	件 数	(構成比)
株 式	38	11.4%	55	12 %
債 券	62	18.6 %	117	25 %
投 資 信 託	64	19.2 %	94	20 %
デリバティブ	165	49.4 %	191	41 %
有価証券関連	4	(1.2%)	8	(1.7%)
金融先物等	121	(36.2%)	149	(32%)
C F D	1	(0.3%)	1	(0.2%)
そ の 他	39	(11.7%)	33	(7.1%)
第 2 種業取扱商品	4	1.2 %	8	1.7 %
投 資 運 用	0	- %	2	0.4%
投 資 助 言	0	- %	0	- %

	平成 24 年度		平成 23 年度	
そ の 他	1	0.3 %	0	- %
合 計	334	100%	467	100%

- (注) 1. デリバティブ（金融先物等）には、通貨オプション、金利・為替先物、外為証拠金取引（FX）などを含む。
2. デリバティブ（その他）には、金利・為替スワップ、天候デリバティブなどを含む。
3. 第 2 種業取扱商品には、信託受益権、集团的投資スキーム持分、商品ファンド等を含む。

(1)ー 4 業態別申立件数

		証券会社	銀行等登録 金融機関	FX 専業	その他	合 計
24 年度	件 数	166	167	0	1	334
	(構成比)	49.7%	50.0%	-%	0.3%	100%
23 年度	件 数	251	212	1	3	467
	(構成比)	54%	45%	0.2%	0.6%	100%

(注) その他 証券仲介業者、投資助言会社

(1)ー 5 個人・法人の別内訳

		個 人		法人
		男性	女性	
24 年度	件 数	80	81	173
	(構成比)	24%	24.3%	51.8%
23 年度	件 数	136	126	205
	(構成比)	29%	27%	44%

(1)ー 6 地区別内訳

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
24 年度	件数	4	8	164	47	9	79	6	4
	(構成比)	1.2%	2.4%	49.1%	14.1%	2.7%	23.7%	1.8%	1.2%
23 年度	件数	22	15	207	50	18	110	13	11
	(構成比)	4.7%	3.2%	44%	11%	3.9%	24%	2.8%	2.4%

		九州	海外	その他
24 年度	件数	13	0	0
	(構成比)	3.9%	-%	-%
23 年度	件数	21	0	0
	(構成比)	4.5%	-%	-%

(2) 苦情の状況

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）における苦情の処理件数は、新規申立件数が 1,152 件であった。

(2)－1 概況

	平成 24 年度分	平成 23 年度分	平成 22 年度分
新 規 受 付 件 数	1,152	1,530	1,190
終 結 件 数	1,214	1,518	1,113
当 年 末 未 済 件 数	78	140	128

【参考】平成 20 年度及び 21 年度において 5 団体で受付けた苦情件数

平成 21 年度 (FINMAC 受付分を含む)	平成 20 年度
1,291	1,331

※ 平成 20 年度、21 年度分については、5 団体（日本証券業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本商品投資販売業協会(平成 23 年 2 月末で解散)）で取り扱った苦情件数を単純合計したものである（平成 21 年度分については、FINMAC 受付分を含む。）。

(2)－2 分類別申立件数

		勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用	投資助言
24 年度	件 数	612	296	134	5	5
	(構成比)	53.1%	25.7%	11.6%	0.4%	0.4%
23 年度	件 数	890	337	169	6	11
	(構成比)	58%	22%	11%	0.4%	0.7%

		その他	合 計
24 年度	件 数	100	1,152
	(構成比)	8.7%	100%
23 年度	件 数	117	1,530
	(構成比)	7.6%	100%

(2)－3 分類別内訳

① 勧誘のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
勧誘時の説明義務に関する苦情	264 件 (22.9%)	469 件 (30.6%)
適合性に関する苦情	199 件 (17.3%)	194 件 (12.7%)
強引な勧誘に関する苦情	62 件 (5.4%)	77 件 (5.0%)

② 売買取引のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
売買一般に関する苦情	102 件 (8.9%)	109 件 (7.1%)
無断売買に関する苦情	59 件 (5.1%)	74 件 (4.8%)
システム障害に関する苦情	43 件 (3.7%)	33 件 (2.2%)

③ 事務処理のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
入出金、入出庫に関する苦情	27 件 (2.3%)	27 件 (1.8%)
口座開設・移管に関する苦情	26 件 (2.3%)	24 件 (1.6%)
株式事務に関する苦情	12 件 (1.0%)	23 件 (1.5%)

④ 投資助言のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
助言契約に関する苦情	2 件 (0.2%)	6 件 (0.4%)
助言内容に関する苦情	2 件 (0.2%)	3 件 (0.2%)
手数料に関する苦情	－件 (－%)	1 件 (0.1%)

⑤ その他のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
会社不満に関する苦情	84 件 (7.3%)	104 件 (6.8%)
詐欺・横領に関する苦情	8 件 (0.7%)	5 件 (0.3%)
商品性に関する苦情	3 件 (0.3%)	1 件 (0.1%)

(注) カッコ内の割合は、各年度における苦情申立総件数に対する割合である。

(2)－4 商品・サービス別申立件数

	平成 24 年度		平成 23 年度	
	件 数	(構成比)	件 数	(構成比)
株 式	315	27.3 %	366	24 %
債 券	258	22.4 %	346	23 %

	平成 24 年度		平成 23 年度	
	件 数	(構成比)	件 数	(構成比)
投 資 信 託	235	20.4 %	397	26 %
デリバティブ	268	23.3 %	335	22 %
有価証券関連	14	(1.2%)	30	(2.0%)
金融先物等	206	(17.9%)	263	(17%)
C F D	5	(0.4%)	4	(0.3%)
そ の 他	43	(3.7%)	38	(2.5%)
第 2 種業取扱商品	14	1.2%	20	1.3%
投 資 運 用	7	0.6%	13	0.9%
投 資 助 言	0	- %	0	- %
そ の 他	55	4.8%	54	3.5%
合 計	1,152	100%	1,530	100%

- (注) 1. デリバティブ（金融先物等）には、金利・為替先物、外為証拠金取引（FX）、通貨オプションなどを含む。
2. デリバティブ（その他）には、金利・為替スワップ、天候デリバティブなどを含む。
3. 第 2 種業取扱商品には、信託受益権、集团的投資スキーム持分、商品ファンド等を含む。
4. その他には、商品・サービス区分に関係ない事案（例：取引口座に関するもの、事務処理に関するもの、会社対応・担当者への不満等に関するものなど）が含まれる。

(2)ー 5 業態別申立件数

		証券会社	銀行等登録 金融機関	FX 専業	その他	合 計
24 年度	件 数	856	223	43	30	1,152
	(構成比)	74.3%	19.4%	3.7%	2.6%	100%
23 年度	件 数	1,119	336	40	35	1,530
	(構成比)	73%	22%	2.6%	2.3%	100%

(注) その他のうち主なもの 投資助言会社

(2)ー 6 個人・法人の別内訳

		個 人		法人
		男性	女性	
24 年度	件 数	596	358	198
	(構成比)	51.7%	31.1%	17.2%
23 年度	件 数	742	526	262
	(構成比)	49%	34%	17%

(2)－ 7 地区別内訳

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
24年度	件数	21	37	607	145	27	189	42	21
	(構成比)	1.8%	3.2%	52.7%	12.6%	2.3%	16.4%	3.6%	1.8%
23年度	件数	49	52	773	174	48	229	57	44
	(構成比)	3.2%	3.4%	51%	11%	3.1%	15%	3.7%	2.9%

		九州	海外	その他
24年度	件数	63	0	0
	(構成比)	5.5%	-%	-%
23年度	件数	103	0	1
	(構成比)	6.7%	-%	0.1%

(注) その他には、携帯電話による苦情の申立て等、苦情申出者の所在地を特定できないものが含まれる。

(3) 相談の状況

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）に寄せられた相談件数は、6,136 件であった。

(3)－1 概況

	平成 24 年度分	平成 23 年度分	平成 22 年度分
受付件数	6,136	6,626	7,017

【参考】平成 20 年度及び 21 年度において 5 団体で受付けた相談件数

平成 21 年度 (FINMAC 受付分を含む)	平成 20 年度
7,660	9,059

※ 平成 20 年度、21 年度分については、5 団体（日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本商品投資販売業協会(平成 23 年 2 月末で解散))で取り扱った相談件数を単純合計したものである(平成 21 年度分については、FINMAC 受付分を含む。)

(3)－2 分類別相談件数

		取引制度等	勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用
24 年度	件 数	1,723	1,481	872	523	20
	(構成比)	28.1%	24.1%	14.2%	8.5%	0.3%
23 年度	件 数	1,700	1,485	932	457	13
	(構成比)	26%	22%	14%	6.9%	0.2%

		投資助言	その他	合計
24 年度	件 数	28	1,489	6,136
	(構成比)	0.5%	24.3%	100%
23 年度	件 数	44	1,995	6,626
	(構成比)	0.7%	30%	100%

(3)－3 分類別相談内訳

① 取引制度等に関する質問及び意見のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
センター業務に関する相談	441 件 (7.2%)	486 件 (7.3%)
取引制度に関する相談	411 件 (6.7%)	359 件 (5.4%)
商品性に関する相談	282 件 (4.6%)	267 件 (4.0%)

② 勧誘に関する質問及び意見のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
説明義務に関する相談	658 件 (10.7%)	710 件 (10.7%)
強引な勧誘に関する相談	347 件 (5.7%)	321 件 (4.8%)
適合性に関する相談	245 件 (4.0%)	210 件 (3.2%)

③ 売買取引に関する質問及び意見のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
売買に関する一般的な相談	342 件 (5.6%)	310 件 (4.7%)
扱者主導に関する相談	179 件 (2.9%)	215 件 (3.2%)
無断売買に関する相談	144 件 (2.3%)	173 件 (2.6%)

④ 事務処理に関する質問及び意見のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
口座開設・移管等に関する相談	138 件 (2.2%)	152 件 (2.3%)
入出金、入出庫に関する相談	110 件 (1.8%)	93 件 (1.4%)
手数料に関する相談	56 件 (0.9%)	46 件 (0.7%)

⑤ その他のうち主なもの

	平成 24 年度	平成 23 年度
金融商品取引業者に対する意見	475 件 (7.7%)	473 件 (7.1%)
他業界に関する相談	403 件 (6.6%)	484 件 (7.3%)
未公開株式に関する相談	326 件 (5.3%)	810 件 (12.2%)

(注) カッコ内の割合は、各年度における相談総件数に対する割合である。

(3)－4 商品・サービス別相談件数

	平成 24 年度		平成 23 年度	
	件 数	(構成比)	件 数	(構成比)
株 式	1,981	32.3%	2,334	35%
債 券	1,040	16.9%	1,248	19%
投 資 信 託	1,408	22.9%	1,442	22%
デリバティブ	429	7.0%	597	9.0%
有価証券関連	44	(0.7%)	103	(1.6%)
金融先物等	358	(5.8%)	458	(6.9%)
C F D	18	(0.3%)	23	(0.3%)
そ の 他	9	(0.1%)	13	(0.2%)

	平成 24 年度		平成 23 年度	
	件 数	(構成比)	件 数	(構成比)
第 2 種業取扱商品	97	1.6%	94	1.4%
投 資 運 用	22	0.4%	20	0.2%
投 資 助 言	0	- %	0	- %
そ の 他	1,159	18.9%	891	13%
合 計	6,136	100%	6,626	100%

(注) 1. デリバティブ（金融先物等）には、金利・為替先物、外為証拠金取引（FX）、通貨オプションなどを含む。

2. デリバティブ（その他）には、金利・為替スワップ、天候デリバティブなどを含む。

3. 第 2 種業取扱商品には、信託受益権、集团的投資スキーム持分、商品ファンド等を含む。

4. その他には、商品・サービス区分に関係ない事案（例：取引口座に関するもの、事務処理に関するもの、会社対応・担当者への不満等に関するものなど）が含まれる。

(3)ー 5 業態別相談件数

		証券会社	銀行等登録 金融機関	FX 専業	証券 仲介業者	その他	合 計
24 年度	件 数	4,304	495	127	5	1,205	6,136
	(構成比)	70.1%	8.1%	2.1%	0.1%	19.6%	100%
23 年度	件 数	4,032	677	202	3	1,712	6,626
	(構成比)	61%	10%	3.0%	0.1%	25.8%	100%

(注) 24 年度のその他のうち、主なものとして、金融商品取引業者に関する相談 475 件、他業界の事業者に関する相談 403 件、未公開株式（未登録業者）に関する相談 326 件が含まれる。

(3)ー 6 個人・法人の別内訳

		個 人		法人
		男性	女性	
24 年度	件 数	3,286	2,464	386
	(構成比)	53.6%	40.2%	6.3%
23 年度	件 数	3,631	2,522	473
	(構成比)	55%	38%	7.1%

(3)ー 7 地区別内訳

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
24 年度	件数	144	127	2,401	647	98	957	204	119
	(構成比)	2.3%	2.1%	39.1%	10.5%	1.6%	15.6%	3.3%	1.9%
23 年度	件数	182	147	2,794	646	116	1,181	233	140
	(構成比)	2.7%	2.2%	42%	9.7%	1.8%	18%	3.5%	2.1%

		九州	海外	その他
24年度	件数	296	0	1,143
	(構成比)	4.8%	-%	18.6%
23年度	件数	440	0	747
	(構成比)	6.6%	-%	11%

(注) その他には、携帯電話による相談等、相談者の所在地を特定できないものが含まれる。

7. 苦情・紛争処理制度に対する利用者の信頼性向上に向けた対応等

当センターの苦情・紛争処理制度に対する利用者の信頼性向上のために、当センターは、次のとおり施策を実施した。

（１）苦情相談及び紛争解決業務の実施について

金融 ADR 制度の趣旨に則り、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間における相談業務、苦情解決支援業務及びあっせん業務を円滑に行うとともに、公正、中立的な立場で遂行した。

- ① 委託元団体である 5 団体（日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会）の会員及び特定事業者（第二種金融商品取引業者）が行う金融商品取引に関する紛争について、利用者からの信頼感、納得感が得られるよう、苦情、相談及び紛争解決業務を公正かつ中立な立場で遂行した。
- ② あっせん委員の選任過程に係る透明性を高めるため、理事長の諮問機関である「あっせん委員候補者推薦委員会」を開催し、あっせん委員候補者の推薦等について審議を行った（平成 24 年 4 月 25 日、同 25 年 2 月 26 日開催）。
- ③ 平成 25 年 2 月、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」等の一部を改正し、大阪事務所の管轄区域について見直しを図り、現行の大阪地区（2 府 4 県）に加え、中国地区及び北陸地区も管轄区域に加えた。また、あっせん利用者から提出を受ける書面の部数の見直しを図るとともに、あっせん申立て時における苦情処理前置の明確化及びあっせん期日への本人の出席を明確にする等、あっせん業務を円滑に遂行するため、業務実態に即した規定の整備を行った（3 月 11 日施行）。
- ④ あっせん業務の一層の質的向上のための参考に資する観点から、平成 23 年度に引き続き、すべてのあっせん手続利用者を対象とするアンケート調査を実施した。また、平成 23 年度 9 月末から平成 24 年 10 月までのアンケート回答結果をとりまとめ、あっせん委員や運営審議委員会、理事会等に報告するとともに、機関紙 FINMAC（会報）（ホームページ上で公表）第 9 号に掲載した。

（２）あっせん委員及び相談員の資質向上・態勢強化への施策について

相談苦情業務及び紛争解決のあっせん業務において、利用者の信頼感、納得感をより一層得られるよう、以下のとおり、あっせん委員及び相談員の資質及び業務能力の向上に係る諸施策を講じた。

- ① あっせん申立件数の急激な増加等に対応するため、平成 24 年 7 月より、あっせん委員の定数を 2 名増員し、38 名とした。
- ② あっせん業務の一層の質的向上を図るとともに、相談員、あっせん委員間の連携を強化するため、「あっせん委員懇談会（あっせん業務研究会）」（東京：平成 24 年 7 月 25 日、

大阪：9月4日開催）及び「あっせん委員と相談員との意見交換会」を開催した（東京：平成25年2月27日及び3月14日開催、大阪は4月18日に開催）。

- ③ 相談員における相談・苦情業務及びあっせん業務のレベルアップ及び業務改善を図るため、毎月一回、相談員研修を実施するとともに、外部講師として、一般社団法人投資信託協会の担当部長を招き、デリバティブ等の複雑な仕組みが内包された投資信託に関する勧誘ルールの見直しをテーマに研修を実施した（平成24年7月開催）。

また、今年度新たにあっせん委員に就任した3名の弁護士を講師に招き、研修を実施した（平成24年11月～25年1月の計3回）。

（3）紛争解決業務等の情報開示について

金融商品にかかるトラブルの未然防止及び協定事業者等の苦情処理及び紛争解決に係る内部管理態勢の構築・強化に資する観点から、以下のとおり、苦情処理、あっせん状況等について適時情報提供を行うとともに、各種研修等へ職員を講師として派遣した。

- ① 委託元団体である5団体に対し、各団体ごとの苦情・相談・あっせん状況等の各種統計データについて毎月情報提供を行った。
- ② 協定事業者等の苦情処理及び紛争解決に係る内部管理態勢の構築・強化に資することを目的に、当センターのホームページ上に苦情・相談・あっせん状況等の各種統計資料を適宜情報開示するとともに、協定事業者等の役職員へ社内研修資料の一環として、顧客とのトラブルの未然防止・再発防止のための参考事例を取りまとめた「あっせん事例集」や「あっせん事案総括表」を定期的に公表した。
- ③ 事業者の内部管理態勢の強化、適性な営業活動の遂行に資することを目的として、日本証券業協会の自主規制規則に指定されている研修等（内部管理統括責任者研修、内部管理責任者研修）に職員を講師として派遣（計6回）した。また、個社ごとの社内研修及び各地方財務局並びに消費者センター等の職員研修に対し、講師として職員を派遣した（計11件）。
- ④ 特定事業者専用の電子媒体による情報配信ツール「事業者通知システム」を本格的に稼働し、特定事業者に対し、各種統計資料及び業務規程の改正等に関する情報を配信した。

（4）委託元団体及び他の金融 ADR 機関との緊密な連携について

委託元団体である5団体と定期的に情報交換を行うとともに、他の金融 ADR 機関（全国銀行協会、損害保険協会、生命保険協会等）との間においても適宜情報交換を行い、当センターの事業運営の資質向上に努めた。

（5）普及啓発・周知活動等について

当センターの意義、役割及び活動内容について、事業者及び顧客に周知を図り、理解の浸透に努めた。

- ① 機関誌「FINMAC」（会報）を定期的（3回）に発行し、当センターの活動内容、あっ

せん委員の声や相談員の奮闘記等について利用者や関係者等に対し情報提供を行った。

- ② 利用者が金融 ADR 制度について理解を深めるため、事業者や全国の消費生活センター窓口に掲示するためのポスターを、協定事業者及び全国の消費生活センター等に配布した。
- ③ 平成 24 年 5 月 3 日、韓国ソウルにおいて、韓国金融商品取引業協会（KOFIA）主催のセミナーに、当センターの枡川理事・センター長が「日本における金融 ADR 制度とその事例」というテーマで講演を行った。
- ④ 平成 24 年 5 月 11 日、公益社団法人日本証券アナリスト協会主催のセミナーに、当センターの枡川理事・センター長が「金融 ADR の現状と今後の役割」というテーマで講演を行った。
- ⑤ 平成 24 年 6 月 5 日、インドネシア中央銀行の視察団が来訪し、日本の金融 ADR 制度について意見交換を行った。
- ⑥ 平成 24 年 11 月 17 日、仲裁 ADR 法学会・明治大学法科大学院共催、法務省・日本 ADR 協会後援の公開シンポジウム「ADR の実際と展望」（司会：当センター青山理事）に、当センターの枡川理事・センター長が「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）における紛争解決業務の実施状況」というテーマで報告を行った。
- ⑦ 平成 25 年 1 月 22 日～25 日、大手新聞各紙（日本経済新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、東京新聞）に当センターの広告を掲載し、広く周知活動を行った。
- ⑧ 平成 25 年 3 月、地下鉄茅場町駅構内において交通広告（電飾看板）を掲示した。

第3章 総会・理事会・委員会等に関する報告

1. 総 会

平成24年6月25日、定時社員総会（特定非営利活動促進法（NPO法）による）を開催、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第1号議案 平成23年度事業報告及び収支決算（案）の件

第2号議案 平成24年度事業計画及び収支予算（案）の件

第3号議案 役員任期满了に伴う役員選任の件

第4号議案 その他報告事項について

(1) 「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について

(2) あっせん委員の選任について

2. 理 事 会

当事業年度中、理事会を5回（第17回～第21回）開催し、平成23年度事業報告及び収支決算、平成24年度事業計画及び収支予算、苦情解決支援とあっせんに関する業務規程等の一部改正、あっせん委員及び運営審議委員会委員の選任、平成24年度事業会計収支決算見込み、平成25年度事業計画、平成25年度事業会計収支予算、あっせん委員候補者推薦委員会委員の再任に関する事項など当センターの業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

なお、理事会の開催状況は次のとおりである。

- ・ 第17回理事会 平成24年6月7日開催

第1号議案 平成23年度事業報告及び収支決算（案）について

第2号議案 平成24年度事業計画及び収支予算（案）について

第3号議案 「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正(案)について

第4号議案 あっせん委員の選任について

第5号議案 運営審議委員会委員の選任について

第6号議案 通常総会の開催について

第7号議案 その他

- ・ 第18回理事会 平成24年11月2日開催

第1号議案 運営審議委員会委員の選任について

第2号議案 正会員の入会について

第3号議案 紛争解決等業務の状況について

第4号議案 その他

- ・ 第19回理事会 平成25年1月16日開催

第1号議案 「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」等の一部改正（案）について

第2号議案 紛争解決等業務の状況について

第3号議案 その他

- ・ 第 20 回理事会 平成 25 年 3 月 1 日開催
 - 第 1 号議案 紛争解決等業務の状況について
 - 第 2 号議案 平成 25 年度収支予算(案)等について
 - 第 3 号議案 その他

- ・ 第 21 回理事会 平成 25 年 3 月 26 日開催
 - 第 1 号議案 あっせん委員の再任について
 - 第 2 号議案 平成 24 年度決算見込みについて
 - 第 3 号議案 平成 25 年度事業計画案及び平成 25 年度予算案について
 - 第 4 号議案 運営審議委員会委員の選任について
 - 第 5 号議案 あっせん委員候補者推薦委員会委員の再任について
 - 第 6 号議案 その他

3. 運営審議委員会

当事業年度中、運営審議委員会を 4 回（第 14 回～第 17 回）開催し、平成 23 年度事業報告及び収支決算、平成 24 年度事業計画及び収支予算、苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の一部改正、あっせん委員の再任、平成 24 年度決算見込み、平成 25 年度事業計画案及び平成 25 年度予算案、あっせん委員の再任に関する事項など当センターの紛争等解決事業等の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

なお、運営審議委員会の開催状況は次のとおりである。

- ・ 第 14 回運営審議委員会 平成 24 年 6 月 1 日開催
 - (1) あっせん委員の選任について
 - (2) 「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正（案）について
 - (3) 平成 23 年度事業報告及び収支決算（案）について
 - (4) 平成 24 年度事業計画及び収支予算（案）について

- ・ 第 15 回運営審議委員会 平成 24 年 12 月 7 日開催
 - (1) 紛争解決等業務の状況について
 - (2) 「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」等の一部改正（案）について
 - (3) その他

- ・ 第 16 回運営審議委員会 平成 25 年 2 月 4 日開催
 - (1) 紛争解決等業務の状況について
 - (2) 平成 25 年度収支予算（案）等について
 - (3) その他

- ・ 第 17 回運営審議委員会 平成 25 年 3 月 25 日開催
 - (1) あっせん委員の再任について

- (2) 平成 24 年度決算見込みについて
- (3) 平成 25 年度事業計画案及び平成 25 年度予算案について
- (4) その他

4. あっせん委員候補者推薦委員会

当事業年度中、理事長の諮問機関である、あっせん委員候補者推薦委員会を 2 回開催し、あっせん委員候補者の推薦等について審議した。

なお、あっせん委員候補者推薦委員会の開催状況は次のとおりである。

- ・ 第 3 回あっせん委員候補者推薦委員会 平成 24 年 4 月 25 日開催
 - (1) あっせん委員候補者の推薦について
 - (2) その他
- ・ 第 4 回あっせん委員候補者推薦委員会 平成 25 年 2 月 26 日開催
 - (1) あっせん委員候補者の推薦について
 - (2) その他

平成 24 年度 財 務 報 告

1. 平成 24 年度会計財産目録

平成 24 年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録 平成 25 年3月 31 日現在

科 目	金 額	(単位：円)
I 資産の部		
1. 流動資産		
現 金（現金手許有高）	119,101	
預貯金	83,376,895	
みずほコーポレート銀行 兜町証券営業部 1	54,623,926	
みずほコーポレート銀行 兜町証券営業部 2	24,010,200	
ゆうちょ銀行	4,463,965	
みずほ銀行 大阪中央支店	278,804	
流 動 資 産 合 計		83,495,996
2. 固定資産		
敷金（差入保証金）	25,587,900	
退職給付引当資産	14,707,000	
みずほコーポレート銀行 退職給付引当金	14,707,000	
什器備品	20,187,374	
（事務所内装工事費用）	9,588,958	
（電話用ヘッドセット）	127,886	
（事務機・キャビネット）	2,504,808	
（通話録音装置 5 台）	72,230	
（シュレッダー 2 台）	138,600	
（ボイスマネジメントシステム）	1,168,680	
（HP用PC）	256,594	
（ソフトウェア）	3,789,668	
（あっせん会場環境改善工事）	2,539,950	
固 定 資 産 合 計		60,482,274
資 産 合 計		143,978,270
II 負債の部		
1. 流動負債		
預り金	1,387,930	
流 動 負 債 合 計		1,387,930
2. 固定負債		
退職給付引当金	14,707,000	
固 定 負 債 合 計		14,707,000
負 債 合 計		16,094,930
III 正味財産の部		
正 味 財 産		127,883,340

※ この帳票の作成にあたっては、「経理規程事務処理細則」第 12 条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

2. 平成 24 年度貸借対照表

平成 24 年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

平成 25 年 3 月 31 日現在

科 目	金 額 (単位：円)		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	119,101		
預 貯 金	83,376,895		
流動資産合計		83,495,996	
2. 固定資産			
什器備品	20,187,374		
敷金(差入保証金)	25,587,900		
退職給付引当預金	14,707,000		
固定資産合計		60,482,274	
資 産 の 部 合 計			143,978,270
II 負債の部			
1. 流動負債			
預 り 金	1,387,930		
流動負債合計		1,387,930	
2. 固定負債			
退職給付引当金	14,707,000		
固定負債合計		14,707,000	
負 債 の 部 合 計			16,094,930
III 正味財産の部			
前期正味財産額		99,278,127	
当期正味財産増加額		28,605,213	
正味財産の部合計額			127,883,340
負債及び正味財産合計			143,978,270

※ この帳票の作成にあたっては、「経理規程事務処理細則」第 12 条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

3. 平成 24 年度収支計算書

平成 24 年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日

科 目	金 額 (単位：円)		
I 経常収入の部			
1. 会費収入			
正会員会費	102,000		
賛助会員会費	500,000	602,000	
2. 助成金収入			
資本市場振興財団助成金		105,000,000	
3. 苦情相談・あっせん事業収入			
諸団体負担金	66,664,000		
第2種金融商品取引業者負担金	101,800,000		
あっせん申立金	10,665,000		
あっせん利用負担金	35,240,000	214,369,000	
経常収入合計			319,971,000
II 経常支出の部			
1. 事業費			
相談、苦情解決及びあっせん事業	182,628,860		
情報提供及び広報事業	23,609,358	206,238,218	
2. 管理費			
事務局運営費	13,121,218		
賃借料	42,417,648		
諸謝金	840,000		
役員報酬	28,548,000	84,926,866	
経常支出合計			291,165,084
経常収支差額			28,805,916
III その他資金収入の部			
1. 受取利息	871		
その他資金収入合計		871	871
IV その他資金支出の部			
1. 予備費	0		
その他資金支出合計		0	0
当期収支差額			28,806,787
前期繰越収支差額			53,301,279
次期繰越収支差額			82,108,066
うち事業運営安定化資金			62,108,066

※ この帳票の作成にあたっては、「経理規程事務処理細則」第 12 条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

(別紙) 諸団体負担金

(別紙)

(単位:円)

団 体 名	基本分担金	個別分担金	実績分担金		分担金合計
			分担率	分担金額	
日 本 証 券 業 協 会	600,000	0	80.2%	44,618,000	45,218,000
投 資 信 託 協 会	600,000	785,000	0.1%	56,000	1,441,000
日 本 投 資 顧 問 業 協 会	600,000	6,830,000	1.1%	612,000	8,042,000
金 融 先 物 取 引 業 協 会	600,000	380,000	18.5%	10,292,000	11,272,000
第二種金融商品取引業協会	600,000	35,000	0.1%	56,000	691,000
計	3,000,000	8,030,000	100%	55,634,000	66,664,000

平成 24 年度 役員・運営審議委員・ワーキング委員等

1. 役 員

平成 25 年 3 月 31 日 現在（50 音順・敬称略）

理事長	日 野 正 晴	弁護士
理 事	青 山 善 充	明治大学法科大学院 特任教授
理 事	大久保 良 夫	日本証券業協会 副会長・専務理事
理 事	翁 百 合	株式会社日本総合研究所 理事
理 事	川 上 達 彦	元日本証券業協会 自主規制会議議長
理 事	杉 川 忠 晴	当センター 常勤
監 事	蟹 江 洋 司	日本証券業協会 常任監事

2. 特 別 顧 問

平成 25 年 3 月 31 日 現在（敬称略）

特別顧問	岡 田 良 雄	弁護士（元 大阪高等裁判所長官）
------	---------	------------------

3. 運営審議委員会

平成 25 年 3 月 31 日 現在（50 音順・敬称略）

委員長	池 尾 和 人	（ 慶 応 義 塾 大 学 経 済 学 部 教 授 ）
副委員長	弥 永 真 生	（ 筑 波 大 学 大 学 院 ビ ジ ネ ス 科 学 研 究 科 教 授 ）
委 員	阿 比 留 修	（ 大 和 証 券 株 式 会 社 代 表 取 締 役 専 務 取 締 役 ）
〃	乾 文 男	（ 一 般 社 団 法 人 投 資 信 託 協 会 副 会 長 ）
〃	小 林 一 彦	（ 水 戸 証 券 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 ）
〃	後 藤 敬 三	（ 一 般 社 団 法 人 金 融 先 物 取 引 業 協 会 専 務 理 事 ）
〃	菅 野 暁	（ 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 常 務 執 行 役 員 ）
〃	高 橋 伸 子	（ 生 活 経 済 ジ ャ ー ナ リ ス ト ）
〃	中 井 省 吾	（ 三 井 不 動 産 投 資 顧 問 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 ）
〃	中 山 恒 博	（ メ リ ル リ ン チ 日 本 証 券 株 式 会 社 代 表 取 締 役 会 長 ）
〃	長 尾 和 彦	（ 一 般 社 団 法 人 日 本 投 資 顧 問 業 協 会 副 会 長 ）
〃	永 松 昌 一	（ 野 村 証 券 株 式 会 社 代 表 執 行 役 常 務 ）
〃	本 間 通 義	（ 弁 護 士 ）
〃	増 井 喜 一 郎	（ 日 本 証 券 業 協 会 副 会 長 ）
〃	松 本 大	（ マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 ）
〃	若 松 宗 継	（ 一 般 社 団 法 人 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 協 会 専 務 理 事 ）

（注） 菅野委員（株式会社みずほ銀行）は、平成 25 年 3 月 31 日付で任期満了により退任。

4. あっせん委員候補者推薦委員会

平成 25 年 3 月 31 日 現在 (50 音順・敬称略)

委員長 岡 田 良 雄 (弁 護 士 ・ 元 大 阪 高 等 裁 判 所 長 官)

委員 大 泉 隆 史 (弁 護 士 ・ 一 般 社 団 法 人 投 資 信 託 協 会 理 事)

委員 金 子 晃 (弁 護 士 ・ 慶 応 義 塾 大 学 名 誉 教 授)

5. あっせん委員名簿

平成 25 年 3 月 31 日 現在（地区別 50 音順・敬称略）

○ 北海道地区（2 名）	田 中 燈 一
	矢 吹 徹 雄
○ 東北地区（2 名）	真 田 昌 行
	中 村 健
○ 東京地区（16 名）	池 田 秀 雄
	池 永 朝 昭
	稲 葉 威 雄
	大 谷 禎 男
	木 崎 孝
	児 島 幸 良
	柴 谷 晃
	滝 本 豊 水
	千 葉 道 則
	野 間 敬 和
	羽 尾 芳 樹
	萩 尾 保 繁
	松 井 秀 樹
	松 野 絵里子
	山 口 健 一
	山 本 正
○ 名古屋地区（4 名）	川 上 敦 子
	佐 脇 敦 子
	鈴 木 雅 雄
	初鹿野 正
○ 北陸地区（2 名）	高 木 利 定
	堀 口 康 純
○ 大阪地区（6 名）	岸 本 達 司
	塩 野 隆 史
	瀧 賢太郎
	中 祖 博 司
	中 田 昭 孝
	松 山 恒 昭

○ 中国地区（2名）

末 国 陽 夫

寺 垣 玲

○ 四国地区（2名）

大 平 昇

関 谷 利 裕

○ 九州地区（2名）

林 正 孝

和 智 公 一

（ 38 名 ）